

「スポーツ少年団登録規程施行細則」改定対比表

改訂前	改定後
<p style="text-align: center;">＜前略＞</p> <p>第2条 スポーツ少年団登録規程第3条に関しては次の通りとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 団員は、登録する年の4月1日現在満3歳以上とする。ただし満3歳以上小学生未満の者については、単位スポーツ少年団の活動内容・受入体制や当該者の体力・運動能力等を十分に考慮し、個別に対応するものとする。 2. 指導者は、登録する年の4月1日現在満18歳以上で、公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者資格（以下「公認指導者資格」という。）保有者（ただし、スポーツリーダー資格のみを保有する者は除く。）とする。なお、公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者の養成講習会を受講した者は、その翌年度の登録については、公認指導者資格の認定前であっても指導者として登録することができる。 3. 単位スポーツ少年団は、原則として別表に定めるとおり、団員10名以上と指導者2名以上で構成される。また、20歳以上の指導者、役員およびスタッフのうち計2名以上の登録を必須とする。 4. 前項における指導者は、少なくともその2名以上をスポーツ少年団の理念を学んだ者〔令和元（2019）年度にスポーツ少年団認定育成員・認定員の資格を保有していた者またはスタートコーチ（スポーツ少年団）資格保有者〕としなければならない。 <p style="text-align: center;">＜中略＞</p>	<p style="text-align: center;">＜前略＞</p> <p>第2条 スポーツ少年団登録規程第3条に関しては次の通りとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 団員は、登録する年の4月1日現在満3歳以上とする。ただし満3歳以上小学生未満の者については、単位スポーツ少年団の活動内容・受入体制や当該者の体力・運動能力等を十分に考慮し、個別に対応するものとする。 2. 指導者は、登録する年の4月1日現在満18歳以上で、公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者資格（以下「公認指導者資格」という。）保有者（ただし、スポーツリーダー資格のみを保有する者は除く。）とする。なお、公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者の養成講習会を受講した者は、その翌年度の登録については、公認指導者資格の認定前であっても指導者として登録することができる。 3. 単位スポーツ少年団は、原則として別表に定めるとおり、団員10名以上と指導者2名以上で構成される。また、20歳以上の指導者、役員およびスタッフのうち計2名以上の登録を必須とする。 4. 前項における指導者は、少なくともその2名以上をスポーツ少年団の理念を学んだ者〔令和元（2019）年度にスポーツ少年団認定育成員・認定員の資格を保有していた者またはスタートコーチ（スポーツ少年団）資格保有者〕としなければならない。 <p style="text-align: center;">＜中略＞</p>
<p>附則14</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 本細則は令和2年10月14日から改定施行する。 2. 第2条第4項は、令和3年度に限り全ての更新登録単位スポーツ少年団において、これを適用しない（「スポーツ少年団の理念を学んだ指導者」が1名以下でも更新登録することを可能とする）。ただし、次の（1）または（2）を満たす必要がある。 	<p>附則14</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 本細則は令和2年10月14日から改定施行する。 2. 第2条第4項は、令和3年度に限り全ての更新登録単位スポーツ少年団において、これを適用しない（「スポーツ少年団の理念を学んだ指導者」が1名以下でも更新登録することを可能とする）。ただし、次の（1）または（2）を満たす必要がある。

改訂前	改定後
<p>(1) スポーツ少年団の理念を学んだ登録指導者が1名の場合 この1名を除いた指導者、役員およびスタッフのうち少なくとも1名が、令和3年度にスタートコーチ（スポーツ少年団）養成講習会の受講を修了すること。</p> <p>(2) スポーツ少年団の理念を学んだ登録指導者がいない(0名)の場合 指導者、役員およびスタッフのうち少なくとも計2名が、令和3年度にスタートコーチ（スポーツ少年団）養成講習会の受講を修了すること。</p> <p>附則15（省略） 附則16（省略）</p>	<p>(1) スポーツ少年団の理念を学んだ登録指導者が1名の場合 この1名を除いた指導者、役員およびスタッフのうち少なくとも1名が、令和3年度にスタートコーチ（スポーツ少年団）養成講習会の受講を修了すること。</p> <p>(2) スポーツ少年団の理念を学んだ登録指導者がいない(0名)の場合 指導者、役員およびスタッフのうち少なくとも計2名が、令和3年度にスタートコーチ（スポーツ少年団）養成講習会の受講を修了すること。</p> <p>附則15（省略） 附則16（省略） <u>附則17</u></p> <p><u>1. 本細則は令和3年11月26日から改定施行する。</u></p> <p><u>2. 第2条第4項は、令和4年度に限り全ての更新登録単位スポーツ少年団において、これを適用しない（「スポーツ少年団の理念を学んだ指導者」が1名以下でも更新登録することを可能とする）。ただし、次の</u></p> <p><u>(1) または(2)を満たす必要がある。</u></p> <p><u>(1) スポーツ少年団の理念を学んだ登録指導者が1名の場合</u> <u>この1名を除いた指導者、役員およびスタッフのうち少なくとも1名が、令和4年度にスタートコーチ（スポーツ少年団）養成講習会の受講を修了すること。</u></p> <p><u>(2) スポーツ少年団の理念を学んだ登録指導者がいない(0名)の場合</u> <u>指導者、役員およびスタッフのうち少なくとも計2名が、令和4年度にスタートコーチ（スポーツ少年団）養成講習会の受講を修了すること。</u></p>